

非農地証明書の交付基準等について

制定 平成27年11月10日農業委員会臨時総会議決

改正 令和2年11月10日

令和2年11月10日開催第5回農業委員会総会議決

1 非農地証明について

非農地証明は、何らかの理由で登記簿上の地目が農地で、現況が農地でない土地について、一定の基準を満たしておれば、農業委員会総会の可否決定後、農地でない証明を発行できます。

2 非農地証明の交付条件

- (1) 農地法が施行された日(昭和27年10月21日)よりも前から^{注1)}非農地であった土地
- (2) 農用地区域の土地で、本市が農業振興地域整備計画を策定した日(昭和49年9月30日)よりも前から^{注1)}非農地であった土地
- (3) 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地
- (4) 耕作不適、耕作不便でやむを得ない事情によって20年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、^{注2)}復元が困難な土地
- (5) 人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過し、復元が困難で容易に農地に戻せない状態であり、^{注3)}農地行政上、特に支障がないと認められる土地
- (6) 一般の交通の用に供する^{注4)}舗装された道路になってから10年以上経過している土地
- (7) 違反転用として指導されたことのない土地
- (8) 小作権が設定されていない土地
- (9) 市街化調整区域の農地

※(1)から(6)のいずれかの土地であって(7)から(9)の条件を満たすこと。

(注1)非農地であった土地とは、農業以外の目的に利用されていた土地で現況もその状態が続いているものをいいます。

(注2)復元が困難とは、森林、湖沼の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合をいい、除草、耕耘機やトラクター等を入れれば農地に復元できるものについては証明できません。

(注3)農地行政上、特に支障がないとは、隣接農地に対しての被害防除等に問題がないこと、他関係法令に基づく指導等を受けていないことをいいます。抵触している場合は証明できません。

(注4)舗装された道路とは、コンクリート等で全面舗装されたものをいい、地面が土(バラスも含む。)のもの、一部が舗装されたものについては証明できません。

3 非農地証明申請における提出書類

- (1) 農地法第2条の農地でない旨の証明願(別記様式第1号)
- (2) 該当地の土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る)
- (3) 住民票又は戸籍の附票の写し(現住所と土地登記事項証明に記載された住所が異なる場合)
- (4) 附近見取図
- (5) 公図
- (6) 始末書(交付条件の(4)、(5)の場合)
- (7) 現況写真(3方向以上からの撮影)
- (8) 農地法第2条の農地に該当しない旨の^{注)}客観的証明資料
- (9) 農地法第2条の農地でないことの証明に関する意見書(別記様式第2号)
- (10) 確認願(農業委員会で事前に確認書の発行を受けてください。)
- (11) 委任状(代理人が申請手続きを行う場合。委任者の実印を押印、印鑑証明書添付)
- (12) その他農業委員会が必要と認めた書類

※(1)及び(2)の書類については申請日より前3か月以内に発行のものを添付してください。

注) 客観的証明資料について

交付条件(1)～(6)に該当することを客観的に証明できる資料(過去の状況や経緯が分かるもの)を添付してください。提出された資料で判断できないときは、証明できないこともありますので、農業委員会が客観的に判断をするのに十分な資料を揃えてください。

証明資料の例

- ア 公的機関が発行した航空写真(撮影日が記載されたもの)
(国土地理院撮影の航空写真 (財)日本地図センター発行もの)
(市資産税課発行の航空写真)等
- イ 建物がある場合は、建物登記事項証明書(閉鎖登記簿)
- ウ 固定資産税課税明細書
- エ 土地改良区等への決済金の領収書又は土地改良区等発行の決済金を領収した旨の証明書(領収時期が明記されたもの)
- オ 自然災害前の写真、自然災害時の新聞の記事等

※提出部数

(1) 証明地が農用地区域の場合

正副2部(副本は写し可)

(2) (1)以外の場合

1部

4 農業委員等の意見書について

農業委員又は農地利用最適化推進委員の意見書が必要となります。

ただし、農業委員又は農業委員会事務局長が必要と認めたときは、他の農業委員、農地利用最適化推進委員、自治会長、隣接地の所有者等、地域に精通した他の者の意見書等の追加資料を提出していただくこともあります。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員又は事務局職員による現地調査及び事情聴取を行う場合もあります。

5 証明書発行の処理期間

(1) 1月、4月、7月、10月の21日(21日が閉庁日の場合は、閉庁日の翌日)までに証明願を提出してください。

(2) 原則、翌月の総会(10日頃)の翌日の13時以降に証明書(別記様式3)を発行します。ただし、調査に期間を要した場合は、翌々月の定期総会終了後となることがあります。

なお、調査の結果、農業委員会で証明書を発行できないと判断したときは、証明できない理由を記載した非農地証明願返戻通知書(別記様式4)を発行します。

6 土地改良区等への通知

証明地が各土地改良区等の農業用水の受益地の場合は、農業委員会から該当土地改良区等へ証明書を発行したことを通知します。

7 願出人からの証明書取消しについて

原則、一度発行された証明書を取り消すことはできません。

取り消す場合は、該当地を農地の状態に回復していただきます。その上で農業委員、農地利用最適化推進委員又は事務局職員が現地調査を行い、農業委員会総会において農地に回復したと認められた場合に限り、取り消すことができます。

8 施行日 令和3年4月1日